

al/business/index.html

- 6) 農林水産省. 新型インフルエンザに備えるための食品産業事業者の事業継続計画策定のポイント

ト.<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/pdf/pdf/point.pdf>, 2009年6月

- 7) 経済産業省. 小売業の新型インフルエンザ対策. お客様に安心してご来店いただくために.

<http://www.meti.go.jp/press/20100112002/20100112002-2.pdf>

- 8) 中小企業庁. 新型インフルエンザ A(H1N1) 対策のための事業継続計画.

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html>, 2009.

職場を新型インフルエンザA(H1N1)の 感染から守るための3つのステップ

新型インフルエンザA(H1N1)(以下、「新型インフルエンザ」)の流行が世界中に拡大するなか日本でも特に秋から冬にかけて大きな流行になる可能性があります。職場を新型インフルエンザの感染から守るためにできることを3つのステップに分けました。

- ステップ 1** 職場ごとの感染リスクを評価します
- ステップ 2** 職場で感染リスクを減らすために対策を行います
- ステップ 3** 職場で感染者(疑い例も含む、以下「感染者」とします)が出た場合の対応を決めます

なお、このリーフレットは一般的な職場を対象としたものであり、医療機関などの感染リスクの高いところは想定していません。

3つのステップの前に新型インフルエンザについての基礎知識を整理します。

1. 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザは文字通り新しい型のインフルエンザです。ほとんどの人が免疫を持たないため誰もが感染する可能性があり、歴史を振り返ってみても新型インフルエンザの流行は、ある程度の人数が免疫を持たないと終わらないと言われています。免疫は感染するか、またはワクチンを接種することで獲得されます。ワクチンへの期待がありますが、ワクチンの数には限りがあるので、ワクチンができるまでは感染しないような対策が求められます。また、ワクチンは発症予防にはある一定の効果がありますが、ワクチンを接種しても発症することがあるため、一般的な感染対策は必要になります。しかし、ワクチンは発症した場合に重症化させないという効果が認められています。

2. 新型インフルエンザに感染したら

新型インフルエンザの症状は、季節性インフルエンザに類似しており、インフルエンザ様症状といわれる、急激に起こる38度以上の発熱、咳、咽頭痛、全身痛、頭痛、悪寒、全身倦怠感などがみられます。多くの人は感染しても入院が必要なほど重症化することはありませんが、現段階では若い人でも慢性疾患のある人や、妊婦が感染した場合に重症になることがあると言われています。また、インフルエンザは発症した早期の発熱などの症状が強い時期に感染させる力が強いと言われています。感染した場合には出社しないようにしましょう。

3. 新型インフルエンザはどのように感染が広がるのか

新型インフルエンザなどのインフルエンザは、主には感染した人の咳などで排出されるウイルスを含んだ飛沫(しぶき)を吸い込むことによって感染(飛沫感染)します。通常、咳などによって排出される飛沫は2m程度浮遊すると言われています。そのため、感染して咳の出る人はマスクをすることが求められますが、感染していない人が感染した人に近づかないことも求められます。また、手を介して新型インフルエンザに感染(接触感染)する可能性もあります。そのため積極的な手洗いが必要です。

ステップ
1

職場ごとの感染リスクを評価します

一般的な職場ではそれほど感染リスクは高くありません。それは、新型インフルエンザに感染した人がいつもいるわけではないからです。感染するリスクは次の2つの項目によって決まります。1. 職場にインフルエンザ様症状(発熱や咳)のある人が入らないようにできるか、2. 職場において飛沫感染防止が可能な2m以上の距離をお互いに保てるかです。これにより感染リスクを4つのクラスに分けられます。さらに、感染した人や感染の疑われる人に接することのリスクを合わせると5段階に分けられます。これをクラスⅠからⅤに分けました。クラスの数字が大きいほど感染リスクが高いと言えます。

感染リスクの評価方法の例

		職場における従業員・訪問者等との対人距離	
		極力 ^{※2} 2m以上に保てる	2m以上に保つことができない
職場において発熱や咳などの症状のある従業員、訪問者等の立入制限等	可能	クラスⅠ	クラスⅡ
	不可能	クラスⅢ	クラスⅣ

クラスⅤ: 新型インフルエンザに感染した患者(疑い例も含む)と直接接触する可能性がある場合は感染リスクが高い。

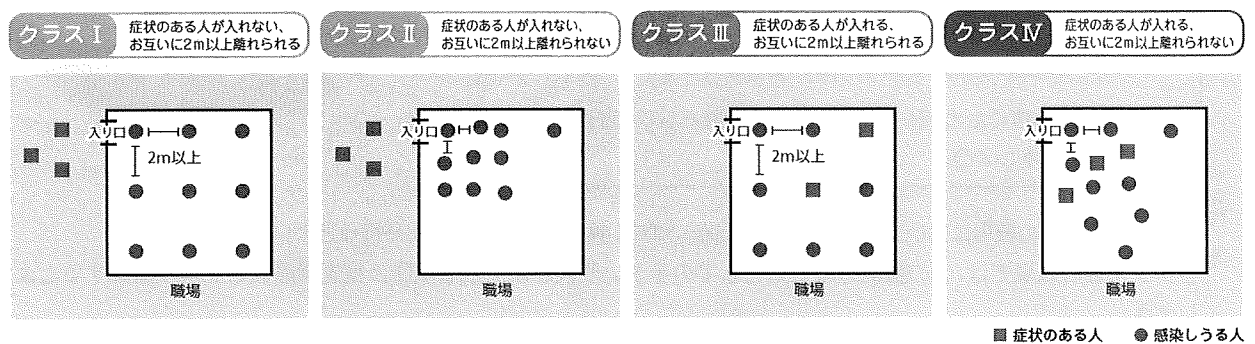
※1 職場において発熱や咳などの症状のある人の立入が防げる場合でも、何らかの理由で症状のある人が職場に入ってしまう可能性や、職場で症状が急に現れる場合があります。そのため、症状のある人の立入制限が可能な場合でも、対人距離を2m以上に保てるかどうかでリスクのクラス分けを行います。

※2 「極力」とは、まれに従業員・訪問者等とすれ違う程度ならよいことを指します。

職場にインフルエンザ様症状のある人が入らないようにするには次の方法が考えられます。まずは、インフルエンザ様症状のある場合には職場に来ないように徹底する。そのために出勤前に体温の確認などをしてもらうことも一案です。顧客などに対しては難しいこともあるようですが、職場の入り口に「発熱や咳などの症状のある方は申し出てください」などと掲示して必要に応じて体温測定に協力をしてもらうようにしたらよいでしょう。

体温測定は、コストや検査の妥当性を考え、わきの下ではかる体温計が良いでしょう。耳式体温計を用いる際は、周囲の温度が低い場合には一定時間暖かい部屋にいるなどしてから測定する必要があるでしょう。38度以上を発熱の目安とするといいでしょう。当然38度以上の発熱のないインフルエンザ患者さんもいますが、より強化したい場合には37.5度以上を発熱としてもよいでしょう。また、発熱している人すべてがインフルエンザとは限らないことにも注意が必要です。

クラスⅠからⅣを図にしてみました。



クラスⅠという職場はやや広めの工場などが該当します。こうした職場の感染リスクはほぼゼロです。しかし、なかなかこうした職場を作ることは容易ではありません。

クラスⅡが一般的な職場でしょう。この程度でも感染リスクはほぼゼロです。クラスⅢやⅣの場合にはお互いに2m以上距離を保てるように工夫してなるべくクラスⅡを目指した対策が求められます。

クラスⅢは、不特定多数の顧客を相手にするようなデパートやスーパーなどが該当します。このクラスも感染リスクは高くはありませんが、接触感染対策はより積極的に行いましょう。また急に感染者と濃厚に接触した際の対応も必要です。

クラスⅣは、不特定多数の集まるような人混みのできる職場や、通勤の際の満員の電車やバスがあります。感染リスクは比較的高くなります。

クラスVは、実際の感染者の世話をしなければならない状況が想定されます。

こうした対応は、教育を受けた職場の管理職が行います。感染リスクはやや高いので妊娠をしている人など感染すると重症化する可能性のある人は従事させないように配慮しましょう。また感染者には、なるべく近づかない、マスクを着用させるなど、対応の手順を決めます。(ステップ3)

職場全体を見渡して感染リスクがどのクラスかを評価してクラスⅢやⅣの職場を特定してリスクを減らすようにしましょう。(ステップ2)

職場で最も重要な対策は、感染した症状のある従業員に対して職場に絶対に来ないようにさせることです。新型インフルエンザは、急激に発症します。事業者や管理者はだれもが感染することを想定して、感染した人が出社しなくても対応できるようにしておく必要があります。近年の人員削減、効率化によりなかなか難しいですが、新型インフルエンザの流行が落ち着くまでは危機管理としてもそうしたお互いの助け合いとある程度の人員の確保が必要になります。

ステップ

2

職場で感染リスクを減らすために対策を行います

すべてのクラスの職場においては次の感染対策が共通に求められます。

共通の対策

- ① 十分な量のアルコール性(アルコール60%以上)手指消毒薬(またはウェットティッシュ)や手洗い場をロビー・廊下・休憩室といった職場の共有スペースに確保しましょう。
- ② インフルエンザウイルスは、物の表面に付着した環境下でも生存可能で、付着してから2~8時間は人への感染力を持つことが報告されています。感染機会を減らすために、作業台・カウンター・ドアノブ・トイレといった職場内で人の手が触れる箇所を家庭用の消毒薬でこまめに拭きましょう。
- ③ 咳をする時は、ティッシュで鼻と口を覆いましょう。使用後のティッシュはゴミ箱に捨てましょう。また、咳をした後は、石鹸やアルコール性の手指消毒薬で手洗いをしましょう。
- ④ 接触感染を防ぐため、眼・鼻・口をなるべく触らない、触るまえには手を洗いましょう。



クラスⅠやⅡの職場においては、感染リスクは低いので、共通の対策を念のため行うとよいでしょう。

クラスⅢの職場では、②の接触感染対策としての手洗いや人がよく触る場所の拭き掃除などをより徹底するとよいでしょう。

クラスⅣの職場ではいろいろな工夫が必要です。共通の対策はもちろん行います。その上でできるだけ、お互いの距離がとれるようにする、滞在する時間を短くすることが必要です。通勤においては、ラッシュ時の公共交通機関の利用を防ぐために時差出勤、自家用車・自転車・徒歩などによる出勤を容認することも求められます。こうしたことは常に必要となるものではないですが、流行が拡大している際には一時的に行うことが必要です。

不特定多数の人が来る場所を限定したり、通路を一方通行にしたりすることも感染リスクを下げる工夫となるでしょう。不特定多数の人と対面するようなことがある場合には2m以上の距離をあけること、窓口業務ではガラス等の仕切りを設置することも対策になるでしょう。このような場においては健康な人が念のためにマスクをつけることは一つの対策にはなりますが、効果を過信しないことが必要です。その他の対策の例は「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン*」を参照するとよいでしょう。

職場で感染者が出た場合の対応を決めます

クラスVの対応として、新型インフルエンザがまん延している時期に、インフルエンザ様症状のある従業員が出勤してきた時や、職場で具合が急に悪くなった場合の対応も決めておきましょう。インフルエンザの特徴として急に具合が悪くなるのが特徴で、朝は調子が良かったのに昼から調子が悪くなるということがありえます。

1) 具合が悪くなったら本人は、

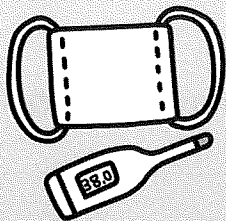
- 上司に報告する
- 可能な限り早く帰宅する
- 共用のスペースにやむをえず行く必要がある場合、咳やくしゃみをする時にティッシュで鼻と口を覆う、もしくは不織布製マスクを着用する

2) 感染者対応の担当者は、

- 必要に応じて適切な医療機関を確保する(発熱相談センターの電話番号を確保する)
- 感染者の業務を再分担し、すぐに感染者が帰れるように配慮する
- 感染者に不織布製マスクを提供する
- 感染者を人の少ない場所に移動させる
- 感染者との距離を2m以上確保する
- 感染者を、発症後7日間または症状が消失して48時間は会社に来させない(米国では24時間としている)



こうした感染する危険性の高い対応は、妊娠している従業員や、呼吸器疾患、心疾患などの基礎疾患のある従業員には対応させないようにさせます。



Q: 新型インフルエンザ患者の対応をした従業員も通常通り出社してよいですか？

A: 体温などの健康状態をチェックして、特に症状がなければ出社してかまいません

Q: 同居している家族が新型インフルエンザに感染している場合はどうしたらよいですか？

A: 従業員は、体温などの健康状態のチェックをして特に症状などなければ通常通り出社してもかまいません。ただし、いずれの場合も感染した場合には比較的急速に発症するので発症した場合は直ちに帰宅し、治療しましょう。

おわりに

新型インフルエンザの感染リスクは、様々な対策を行うことによりゼロに近づきますが、ゼロにはなりません。このリーフレットには一般の企業が対応可能な対策のレベルを想定しました。これ以上の対策を企業独自の方針で行うことを妨げるものではありません。

相談窓口

各都道府県の産業保健推進センター

<http://www.rofuku.go.jp/sanpo/>
電話でも相談できる(時間など要確認)

厚生労働省. 新型インフルエンザA(H1N1)相談窓口

平日 受付時間 10:00~18:00
電話番号 03-3501-9031
FAX番号 03-3501-9044

都道府県による新型インフルエンザ相談窓口

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090430-02.html>
電話番号はHPで確認

参考文献

■ 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議. 平成21年2月17日. 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/guide/090217keikaku.pdf>

■ General Business and Workplace Guidance for the Prevention of Novel Influenza A (H1N1) Flu in Workers.

<http://www.cdc.gov/h1n1flu/guidance/workplace.htm>

■ 農林水産省. 新型インフルエンザに備えるための食品産業事業者の事業継続計画策定のポイント.

<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/pdf/pdf/point.pdf>

平成21年度厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業) 職域における新型インフルエンザ対策の定着促進に関する研究(H21-労働-一般-003) 主任研究者 高橋謙

編集: 和田耕治(北里大学医学部衛生学公衆衛生学)

新型インフルエンザに関する 米国 CDC の一般職場における ガイダンス2009

和田 耕治・中尾 智・奈良井理恵

筆者らは、2009年6月25日に米国 CDC より示された新型インフルエンザ対策の一般企業向けガイダンスを和訳し、わが国で活用する際のポイントについて本誌11月号で解説したところである。その後、8月19日に米国 CDC はインフルエンザの感染拡大防止および事業継続のためのガイダンス（2009年～2010年版）を示した。2009年～2010年版となっているのは、今後新型インフルエンザA（H1N1）「以下、新型インフルエンザ」の感染拡大により免疫を持つ人の増加や感染力の変化することにより2010年度以降については不確定な要素もあるからと推測される。

誌面の関係でガイダンスの全文を掲載することはできないため、本稿は、読者にとって必要と思われる部分を抜粋し、それに日本の現状を踏まえて一部改変を加えている。なお、文頭に□を入れたので、チェックリストとして活用していただきたい。

このガイダンスでは、表-1の内容が新しく追加・修正されている。

事業者が直ちに行うべき対策

□すでに策定したインフルエンザの流行に関

する計画が状況に対応して更新されているかを確認する。計画の作成や見直しには、従業員を参加させることが望ましい。

□計画に基づく議論や演習を行い、インフルエンザ流行前に修正点や課題がないか確認する。

表-1・CDC ガイダンス（2009.8.19）改訂のポイント

1 大きな変更点

- ・インフルエンザの病原性が高まった場合の対策が追加された。

2 病原性が変わらない場合の修正・追加事項

- ・インフルエンザ様症状がある従業員の自宅待機期間は、発症後7日間という表現から37.8℃以上の発熱の解熱後（解熱剤の使用中止後の解熱）24時間という表現となった（日本では48時間としている）。
- ・インフルエンザ様症状がある従業員が解雇される心配なく自宅待機できるよう、事業者が雇用を保障すべきであることが追加された。
- ・社内でのインフルエンザの流行をモニターするため、秋から冬の例年の欠勤率を確認しておくことが追加された。
- ・同居者の看護や学校閉鎖時の子供の世話をする場合などに従業員が対応できるように、柔軟な休暇制度を策定することが追加された。
- ・インフルエンザ様症状がある従業員が、診断書をもらう目的で医療機関に行くことを控えるよう注意喚起された。
- ・季節性インフルエンザと新型インフルエンザの双方のワクチン接種が推奨された。

- 平均的な欠勤率を把握し、秋冬期の欠勤率をモニターできる体制および欠勤者の急増時の対応を準備しておく。
- 感染した（疑い例も含む）従業員が安心して療養できるようにする。
- 学校や保育所等の閉鎖の場合に、従業員が病気の家族や子供を看護するために自宅に対応できるような柔軟な休暇制度を策定する。
- インフルエンザの流行に関する計画を従業員に周知し、感染時の休暇の取得方法、給与の支払いや人員の補充について説明する。
- 地域や他の事業体、商工会議所などと良好な実践例を共有化する。
- 自社ウェブページや従業員用ウェブサイトインフルエンザに関する最新情報を掲載し、従業員がアクセスできるようにする。

インフルエンザの流行への 対策に必要な要素

- 従業員を守り、事業の継続を確実にするため複数の対策を準備しておく。
- 従業員が業務中に感染するリスクを評価して対応する。
- 従業員が感染した場合、家族を看護しなければならない場合、学校や保育所等が閉鎖した際に子供の面倒をみなければならない場合は休暇を取得できるように配慮する。
- 就業場所や就業時間などの変更に柔軟に対応するための調査を実施し、必要に応じて在宅勤務や時差の交替勤務を可能とする情報技術やインフラを整備しておく。
- 事業を継続するために必要不可欠なビジネス機能、業務や役職、およびサプライチェーン内の重要な要素（たとえば、原材料、供給先、下請けサービス・製品、および流通など）を明らかにし、その要素が欠けた状況を想定した計画を立てておく。
- 従業員や取引先にインフルエンザに関する

情報を伝える手順を整備しておく。従業員間に起こると予想される不安、心配、うわさ、および誤った情報に対する対応を準備しておく。

2009～2010年インフルエンザ流行期に事業者求められる対応 (2009年春夏と同様の病原性の場合)

秋冬期のインフルエンザの病毒性が2009年春夏期のものと同様である場合、春期よりも欠勤者は増加するだろうが、実質的な影響は少ないかもしれない。ただし、感染者が増加すれば、当然、それに応じて重症例も多くなり、入院が必要となる者も増える。

感染した従業員の自宅待機

- 毎日就業前に、発熱やその他のインフルエンザ様症状などの兆候に注意するよう従業員に周知する。従業員が感染した場合は上司に報告し、自宅待機とする。
- 発熱（37.8℃以上）を伴うインフルエンザ様症状のある従業員は、解熱剤の内服を中止しても発熱が認められない状態となってから少なくとも24時間（日本では48時間）は自宅待機することを推奨する。
- 抗ウイルス薬を服用していても、感染した従業員のほとんどは、約3～5日間仕事を休むことを想定しておく。
- 休暇制度は柔軟なものとし、従業員に十分周知していることを確認する。
- 契約会社または派遣元事業者と従業員が感染した場合に自宅待機する重要性について話し合い、罰則のない休暇制度を策定するよう推奨する。
- 休業や休業後の出社の際に医師の診断書を必要とする体制を作ってはならない。このような時期の診療所や医療機関は患者が殺到していることが予想され、対応できない

からである。

- 同居者がインフルエンザに感染しているが、従業員自身が健康である場合は、通常どおり出勤することが可能である。ただし、毎日健康状態をモニターし、発症した場合は上司などに報告し、自宅待機とする。事業者は、柔軟に対策を講じ、家族を看護するために従業員が自宅に対応できるようにする。事業者は、通常より多くの従業員が子供や家族を看護するために出勤できなくなることを認識しておくことが必要である。

業務中に発症した 従業員への帰宅指示

- 入社時や業務中に発症した従業員を速やかに他の従業員から隔離する。
- 解熱剤の内服を中止しても発熱が認められない状態となった後、少なくとも24時間（日本では48時間）は自宅待機するよう指示する。
- インフルエンザ様症状のある従業員の側に他の人間がいなければならない状況が回避できない場合は、その従業員に不織布マスクを提供し帰宅するまで着用させる。
- 従業員が業務中に不調を訴えた場合、個人情報取り扱いに配慮したうえで、感染の可能性がある従業員にも情報を提供する。発症者の側にいた従業員は体温測定などを行ない、不調がある場合は自宅待機とする。

咳やくしゃみをする際の 咳エチケット

- インフルエンザウイルスは、咳やくしゃみによる飛沫を介して人から人へ感染するとされる。咳やくしゃみをするときはティッシュで、あるいはティッシュがない場合には自分の袖で口を覆うことで、咳やくしゃみによるウイルスの飛沫を防ぐ重要性を従

業員に伝える。咳エチケットを促すポスターを職場に掲示する。

手洗いの励行

- インフルエンザはウイルスが含まれる飛沫に触れた手指を通して感染が拡大する可能性がある。石鹸水やアルコール含有の洗浄剤を用い、頻繁に、特に咳やくしゃみの後に手洗いを行うよう従業員に指導する。手の衛生を促すポスターを職場に掲示する。
- 職場に石鹸水やアルコール含有の洗浄剤を設置し、いつでも使用できるよう管理する。可能であれば、いろいろな場所や会議室に消毒剤を置く。

接触頻度が高いと思われる 場所や物品の清掃

- ワークステーション、カウンター、ドアノブなど、職場で多くの従業員が触れる場所を頻繁に清掃すること。一般用の洗浄剤はラベルに記載された指示どおりに使用する。
- 通常の清掃の方法で十分であり、消毒は不要である。

ワクチン接種の推奨

- 季節性インフルエンザ用のワクチン接種を受けるよう従業員に勧めること。
- 新型インフルエンザのワクチン接種が可能な状況であれば、その接種も受けるよう従業員に勧めること。

インフルエンザに感染した際に 重症化するリスクが高い 従業員に対する配慮

- インフルエンザに感染した際の重症化のリスクが高いのは、妊婦、5歳以下の児童、

慢性肺疾患（喘息など）、心疾患、糖尿病、免疫系を抑制する疾患、その他の慢性疾患を有する者、65歳以上の者である。

- 重症化のリスクが高い従業員を特定し、感染リスクの高い業務を避ける。

欠勤者の増加に対応した重要業務の継続方法の計画

- 事業者は、職場の欠勤者数を確認し、通常よりも多くなった場合、事業を継続するための計画を立てる。欠勤率は、従業員本人が感染し、自宅待機が必要になった場合以外にも、家族の看護のために出勤ができなくなった場合、出勤への不安のために従業員が欠勤することで増加する。
- 主要な従業員が欠勤することになっても、事業継続に不可欠な機能を維持できるよう、人員を確保し、クロス・トレーニングしておく。
- 自社サービスや製品が与える他の企業および地域への影響を評価する。非常に重要な事業を維持する必要がある場合は、事業手法の変更も準備しておく（別の供給先を明らかにする、顧客に優先順位をつける、または必要に応じて自社の運営の一部を一時的に保留する等）。

学校や保育所等の一時閉鎖への準備

- 学校や保育所等が閉鎖された場合、子供の世話のために従業員が自宅で対応する可能性について検討する。
- 学校閉鎖中であっても、職場に自分の子供を連れてこさせない。
- 休暇取得制度は柔軟に対応できるものとし、罰則としない。
- 学校等の閉鎖により従業員が欠勤する場合でも、不可欠な業務を継続できるよう、従業員をクロス・トレーニングする。

2009年春夏期と比べ病原性が高まる場合

現在流行している新型インフルエンザの病原性が2009年春夏期よりも高まる場合、欠勤者がさらに多くなる可能性がある。そのためにインフルエンザのまん延を遅らせるため、以下の対策を検討することが必要である。

従業員の厳格なスクリーニング

- 始業時に、全従業員が発熱や悪寒、咳や咽喉痛などのインフルエンザ様症状の有無をチェックすること。
- インフルエンザ様症状のある従業員には出勤や出張をさせず、たとえ症状が改善しても、抗ウイルス薬の服用の有無にかかわらず、少なくとも7日間は自宅待機とすること。
- 不調となり7日経過しても改善しない場合は、症状が改善した後少なくとも24時間は自宅待機とする。
- インフルエンザに感染した従業員に関して、医師の診断書を要求してはならない。
- 従業員または家族の感染により自宅待機を余儀なくされ、欠勤者が増加する場合の非常事態計画を作成する。長期欠勤となる場合を想定し、現在の従業員のクロス・トレーニングの他、派遣社員の採用を考慮する。

重症化するリスクの高い従業員に対する作業環境の変更

- 基礎疾患のある従業員または妊婦は、インフルエンザの感染リスクを低減する方法および感染した場合に適切に早期治療を受ける方法について医療従事者に助言を求めておく。
- 従業員を在宅勤務させた場合にどのくらい

感染リスクが低減できるかを把握するための作業環境の評価を行う。インフルエンザ合併症のリスクが高い従業員を、他の従業員、顧客や消費者との接触が最小限ですむ業務に配置転換する方法も考慮する。それが困難な場合や業務上または通勤で多くの人との接触を避けられない場合、インフルエンザ合併症のリスクが高い従業員を在宅勤務させることを検討する。

- インフルエンザの合併症のリスクが高い従業員が感染した場合、早期治療を受けるよう指導する。

職場における社会的距離の拡大

□インフルエンザの病原性が高まった場合、地域の公衆衛生当局は、事業者に対し、インフルエンザのまん延を抑制するために職場の従業員間の物理的距離を広げる措置を講ずるよう勧告することもある。従業員間の物理的距離の目安は最低6フィート（約2メートル）である。具体的には多くの人が携わる作業を回避すること、対面での会議を中止すること、従業員どうしの距離を保つこと、不要不急の出張を中止すること、在宅勤務を増やすこと、および時差の交替勤務を導入することなどがある。

□在宅勤務制度は、現行のコンピュータシステムおよびサポート体制などの評価を行ったうえで、従業員の業務形態に適合し、現実的なものであれば導入する。必要に応じて制度の利用者に教育を行い、利用者の増加に対処できるよう事前にテスト運用を行っておく。

□社会的距離を広げる勧告は、地域の機能に影響を与える可能性がある。サプライチェーンにも影響を与える可能性があるため、

予備の供給先の確保に関する計画を立てておく。

不要不急な出張の中止や 海外出張中のトラブルに関する助言

- 公衆衛生当局は、不要不急な出張の中止や出張制限を含め、社会的距離をとる政策を勧告することもあり、一部の国では出張中に従業員が不調となった場合、出国させない場合もある。
- 出張者は、出張の延期、健康調査および出張者を対象とするさまざまな活動に対応できるようにしておくべきである。事業者は非常事態時の計画や出張が延期となった場合の予約の変更方法などの情報を出張者に提供する。

〈謝辞〉

本稿の執筆にあたっては「平成21年度厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）職域における新型インフルエンザ対策の定着促進に関する研究（H21-労働-一般-003）主任研究者高橋謙」の支援を得た。

（わだ・こうじ＝北里大学医学部衛生学公衆衛生学・講師、なかお・さとし＝産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学、（株）アルバック人事部健康推進室、ならい・りえ＝マツダ（株）人事本部、産業医科大学医学部衛生学講座・非常勤助教）

〈参考文献〉

- 1) CDC Guidance for Businesses and Employers To Plan and Respond to the 2009-2010 Influenza Season. CDC (<http://www.cdc.gov/h1n1flu/business/guidance/>) (2009/9/7アクセス)

